

富山県情報公開審査会答申概要（答申第8号）

件 名 警察本部が支出した捜査費及び捜査報償費等に係る公文書（平成10年度～平成15年度）の部分開示決定処分に対する審査請求の件

開示請求年月日 平成16年 4月 7日

実施機関の決定日 平成16年 5月21日

実施機関（担当課） 警察本部長（会計課、捜査第一課、捜査第二課）

決定内容 部分開示決定

非開示理由 富山県情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第4号（公共の安全等情報）、第2号（個人情報）及び附則第2項第2号

審査請求年月日 平成16年 6月 7日

異議申立ての内容 非開示とした部分の開示をを求める

諮問年月日 平成16年 7月12日

答申年月日 平成17年12月21日

争 点

- 1 実施機関が、条例第7条第4号（公共の安全等情報）及び第2号（個人情報）を理由に非開示とした決定の妥当性について。
- 2 開示請求のあった公文書のうち、平成10年度から平成13年度分について、実施機関が、条例附則第2項第2号に該当し、条例第2章（公文書の開示）及び第3章（不服申立て等）の規定が適用されないと判断して非開示とした決定の妥当性について。

審査会の判断

<結論>

富山県警察本部長（以下「実施機関」という。）は、審査請求の対象となった公文書のうち、平成14年4月1日以後に作成し、又は取得したものについて、次の部分を開示することが妥当である。

- （1）現金出納簿において非開示とした部分のうち、
各月ごとの捜査費及び捜査報償費の受入に係る「月日」欄・「摘要」欄・「収入金額」欄・「支払金額」欄・「差引残高」欄
月計及び累計に係る「摘要」欄・「収入金額」欄・「支払金額」欄・「差引残高」欄
月計額・累計額を確認する警察職員の印影
- （2）捜査費支出証拠書中の捜査費総括表において非開示とした部分の全部
- （3）捜査費支出証拠書中の捜査費支出何において非開示とした部分のうち、
捜査費を受領する捜査員又は中間交付者の「所属」
「取扱者」欄、「補助者」欄及び「出納簿登記」欄の印影
- （4）捜査費支出証拠書中の支払精算書において非開示とした部分のうち、

支払精算書の宛名となる警察職員の職名

「取扱者」欄、「補助者」欄及び「出納簿登記」欄の印影

(5) 捜査費支出証拠書中の捜査費交付書兼支払精算書において非開示とした部分のうち、

捜査費交付書兼支払精算書の宛名となる警察職員の職名

「取扱者」欄、「補助者」欄及び「出納簿登記」欄の印影

(6) 捜査費支出証拠書中の支払伝票において非開示とした部分のうち、支払伝票の作成者である捜査員の「所属名」

(7) 捜査費支出証拠書中の立替払報告書において非開示とした部分のうち、

立替払報告書の宛名となる警察職員の職名

「(中間)取扱者確認印」欄の印影

<理由>

争点1 条例第7条第4号及び第2号該当性について

1 条例第7条第4号該当性について

(1) 現金出納簿

(ア) 現金出納簿に記載されている情報のうち、「月日」欄の月日、「摘要」欄の記載内容、「収入金額」欄の個別の受入金額、「支払金額」欄の支払額及び「差引残高」欄の入出金前後の差引残高を開示した場合、被疑者等の事件関係者や犯罪を企図する者がこれらの情報を入手すると事件関係者のみが知り得る情報等と当該情報を照合・分析することによって、捜査活動の進展状況を推察することが可能となり、逃走、証拠隠滅等の対抗措置を講じるおそれや犯罪を敢行するおそれがあるなど、犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあると認めることができる。また、既に捜査が終了した事件に関する情報であってもこれらの情報を開示することにより、過去の警察の捜査手法等の分析が可能となり、犯罪を企図する者等が警察の動向に対応した犯罪を敢行するなどの対抗措置を講じるおそれがあるなど、犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあると認められることには相当の理由があるといえる。よって、これらを開示すると犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めたことには相当の理由があるといえる。よって、これらを開示することから非開示とした決定は妥当である。

(イ) しかし、各月ごとの捜査費及び捜査報償費の受入に係る「月日」欄・「摘要」欄・「収入金額」欄・「支払金額」欄・「差引残高」欄並びに月計及び累計に係る「摘要」欄・「収入金額」欄・「支払金額」欄・「差引残高」欄は、開示すると月ごとの捜査費等の執行状況が明らかとなり、当該課署の捜査活動の活発さがある程度推測されるとは考えられるが、月ごとの捜査費等の執行状況が明らかになるからといって、直ちに捜査の進展状況が推察され、そのために被疑者等の事件関係者が逃走したり、証拠隠滅等の対抗措置を講じたり、又は、犯罪を企図する者が警察の動向に対応した犯罪を敢行するなどといった犯罪の捜査等に支障を及ぼす事象が招来されるおそれがあるとはいえない。よって、実施機関の判断には相当の理由があるとは認められず、同号の規定に該当するということとはできないから、これらを開示すべきである。

- (ウ) また、月計額・累計額を確認する警察職員の印影は、捜査員ではない者のものであることから、これらを開示しても犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあるとはいいがたい。よって、実施機関の判断には相当の理由があるとは認められず、同号の規定に該当するということができないから、これらを開示すべきである。
- (イ) なお、審議の過程において、「月日」欄の月、「摘要」欄の記載(具体的な事件名、捜査員・情報提供者の氏名等が記載されている部分を除く。)、捜査員の官職、「収入金額」欄の個別の受入金額、「支払金額」欄の支払額及び「差引残高」欄の入出金前後の差引残高については、これらを開示しても犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあるとはいいがたく、実施機関の判断には相当の理由があるとは認められないから開示すべきである、との意見も有力であった。

(2) 捜査費支出証拠書

ア 捜査費総括表

捜査費総括表に記載されている情報は、当該課署の捜査活動の活発さをある程度反映しているものと考えられるが、これらを開示しても捜査の進展状況が推察され、被疑者等の事件関係者が逃走したり、証拠隠滅等の対抗措置を講じたり、又は、犯罪を企図する者が警察の動向に対応した犯罪を敢行するなどといった犯罪の捜査等に支障を及ぼす事象が招来されるおそれがあるとはいいがたい。よって、実施機関の判断には相当の理由があるとは認められず、条例第7条第4号の規定に該当するということができないから、これらを開示すべきである。

イ 捜査費支出伺

- (ア) 捜査費支出伺に記載されている情報のうち、伺の「年月日」、支出する「金額」、捜査費を受領する捜査員又は中間交付者の「官職」及び「氏名」、「支出事由」、「交付年月日」については、1-(1)-(ア)と同様の理由により、これらを開示すると犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めたことには相当の理由があるということができ、条例第7条第4号の規定に該当することから非開示とした決定は妥当である。
- (イ) しかし、捜査費を受領する捜査員又は中間交付者の「所属」については、これのみが開示されても、特定所属の捜査活動の活発さや進展状況の動向を推察される可能性が高まり、被疑者等事件関係者が逃亡や証拠隠滅等の対抗措置を講じるなど、犯罪の捜査等に支障が生じるおそれがあるとはいいがたい。「取扱者」欄、「補助者」欄及び「出納簿登記」欄の印影については、捜査員ではない者のものであることから、これらを開示しても犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあるとはいいがたい。

また、これらの情報を公にすると、捜査費支出伺の枚数が明らかとなり、その多寡は捜査活動の活発さをある程度反映しているとは考えられるが、これらを開示しても、捜査の進展状況が推察され、そのために被疑者等の事件関係者が逃走したり、証拠隠滅等の対抗措置を講じたり、又は、犯罪を企図する者が警察の動向に対応した犯罪を敢行するなどといった犯罪の捜査等に支障を及ぼす事象が招来されるおそれがあるとはいいがたい。

よって、実施機関の判断には相当の理由があるとは認められず、同号の規定に該当するということとはできないから、これらを開示すべきである。

- (ウ) なお、審議の過程において、伺の「年月日」の年月、支出する「金額」、捜査費を受領する捜査員又は中間交付者の「官職」、「支出事由」欄（具体的な事件名、捜査員・情報提供者の氏名等が記載されている部分を除く。）、「交付年月日」の年月は、これらを開示しても犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあるとはいいがたく、実施機関の判断には相当の理由があるとは認められないから開示すべきである、との意見も有力であった。

ウ 支払精算書

- (ア) 支払精算書に記載されている情報のうち、作成の「年月日」、捜査員の「官職」、「氏名」及び印影、概算金額の受領年月日、「既受領額」、「支払額」、「差引過不足（ ）額」、支払額内訳としての「支払年月日、支払事由及び金額」、「返納」額又は「不足」額の別とこれに対応する「返納」又は「支出」の別、「返納額」又は「不足額」について、返納額を「返納」し、又は不足額を「領収」した「年月日」及び「領収印」欄の印影は、1 - (1) - (ア)と同様の理由により、これらを開示すると犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めたことには相当の理由があるということができ、条例第7条第4号の規定に該当することから非開示とした決定は妥当である。

- (イ) また、領収書を徴することができなかつた理由欄にその理由を確認した取扱者の職名、氏名及び印影が記載されているが、領収書を徴することができたか否かという情報自体が、情報提供者、捜査協力者等の特定につながる可能性のある情報であると認めることができる。よって、これらを開示すると犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めたことには相当の理由があるということができ、同号の規定に該当することから非開示とした決定は妥当である。

- (ウ) しかし、支払精算書の宛名となる警察職員の職名並びに「取扱者」欄、「補助者」欄及び「出納簿登記」欄の印影については、1 - (2) - イ - (イ)と同様の理由から、実施機関の判断には相当の理由があるとは認められず、同号の規定に該当するということとはできないから、これらを開示すべきである。

- (I) なお、審議の過程において、作成の「年月日」の年月、捜査員の「官職」、概算金額の受領年月日の年月、「既受領額」、「支払額」、「差引過不足（ ）額」、支払額内訳としての「支払年月日」の年月、「支払事由」（具体的な事件名、捜査員・情報提供者の氏名等が記載されている部分を除く。）及び「金額」、「返納」額又は「不足」額の別とこれに対応する「返納」又は「支出」の別、「返納額」又は「不足額」について、返納額を「返納」し、又は不足額を「領収」した「年月日」の年月及び領収書を徴することができなかつた理由欄のその理由を確認した取扱者の職名、氏名及び印影は、これらを開示しても犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあるとはいいがたく、実施機関の判断には相当の理由があるとは認められないから開示すべきである、との意見も有力であった。

エ 捜査費交付書兼支払精算書

(ア) 捜査費交付書兼支払精算書に記載されている情報のうち、作成の「年月日」、中間交付者の「官職」、「氏名」及び印影、概算金額を受領した年月日、「既受領額」、「交付額」、「支払額」、「返納額」、各捜査員への「交付年月日」、各捜査員の「官職」及び「氏名」、各捜査員ごとの「交付額」、「支払額」、「返納額」及び「確認印」欄の印影については、個別の支出内容を明らかにしているものではない。しかし、これらを開示した場合、1 - (1) - (ア)と同様の理由により、これらを開示すると犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めたことには相当の理由があるといえることができ、条例第7条第4号の規定に該当することから非開示とした決定は妥当である。

(イ) しかし、捜査費交付書兼支払精算書の宛名となる警察職員の職名並びに「取扱者」欄、「補助者」欄及び「出納簿登記」欄の印影については、1 - (2) - イ - (イ)と同様の理由から、実施機関の判断には相当の理由があるとは認められず、同号の規定に該当するといえることはできないから、これらを開示すべきである。

(ウ) なお、審議の過程において、作成の「年月日」の年月、中間交付者の「官職」、概算金額を受領した年月日の年月、「既受領額」、「交付額」、「支払額」、「返納額」、各捜査員への「交付年月日」の年月、各捜査員の「官職」、各捜査員ごとの「交付額」、「支払額」、「返納額」は、これらを開示しても犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあるとはいいがたく、実施機関の判断には相当の理由があるとは認められないから開示すべきである、との意見も有力であった。

オ 捜査費交付書兼支払精算書の添付資料としての支払伝票

(ア) 支払伝票に記載されている情報のうち、作成の「年月日」、捜査員の「官職」及び「氏名」、「支払年月日」、「金額」、「支払先」及び「支払事由」は、1 - (1) - (ア)と同様の理由から、これらを開示すると犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めたことには相当の理由があるといえることができ、条例第7条第4号の規定に該当することから非開示としたことは妥当である。

(イ) しかし、捜査員の「所属名」については、1 - (2) - イ - (イ)と同様の理由から、実施機関の判断には相当の理由があるとは認められず、同号の規定に該当するといえることはできないから、これらを開示すべきである。

(ウ) なお、審議の過程において、作成の「年月日」の年月、捜査員の「官職」、「支払年月日」の年月、「金額」及び「支払事由」（具体的な事件名、捜査員・情報提供者の氏名等が記載されている部分を除く。）は、これらを開示しても犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあるとはいいがたく、実施機関の判断には相当の理由があるとは認められないから開示すべきである、との意見も有力であった。

カ 立替払報告書

(ア) 立替払報告書に記載されている情報のうち、作成の「年月日」、報告者である捜査員の「階級」、「氏名」及び印影、立て替えた金額、「支払年月日」、「債主名」、「支払事由」、「備考」及び（中間）取扱者確認の「年月日」については、1 - (1) - (ア)と同様

の理由により、これらを開示すると犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めたことには相当の理由があるということができ、条例第7条第4号の規定に該当することから非開示とした決定は妥当である。

(イ) しかし、立替払報告書の宛名となる警察職員の職名及び「(中間)取扱者確認印」欄の印影については、1-(2)-イ-(イ)と同様の理由から、実施機関の判断には相当の理由があるとは認められず、同号の規定に該当するということができないから、これらを開示すべきである。

(ウ) なお、審議の過程において、作成の「年月日」の年月、報告者である捜査員の「階級」、立て替えた金額、「支払年月日」の年月、「支払事由」(具体的な事件名、捜査員・情報提供者の氏名等が記載されている部分を除く。)、「備考」及び(中間)取扱者確認の「年月日」の年月は、これらを開示しても犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあるとはいいがたく、実施機関の判断には相当の理由があるとは認められないから開示すべきである、との意見も有力であった。

キ 支払精算書、捜査費交付書兼支払精算書及び立替払報告書の添付書類としての領収書

(ア) 領収書に記載されている情報は、個別の捜査活動に関する情報であるとともに、情報提供者に関する情報を含むものである。

個別の捜査活動に関する情報は、1-(1)-(ア)と同様の理由により、犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあると認めることができる。

(イ) また、情報提供者に関する情報は、警察に対する情報提供等の捜査協力には大きな危険を伴うものであるため、その秘密は最大限に守らなければならないものである。仮にこの秘密が守られなかった場合には、捜査協力者の保護に欠けるのみならず、当該事件及び以後に発生する案件の捜査に多大の影響を及ぼすことは容易に想定できる。

よって、これらを開示すると犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めたことには相当の理由があるということができ、条例第7条第4号の規定に該当することから非開示とした決定は妥当である。

(ウ) なお、審議の過程において、用途欄(具体的な事件名が記載されているものを除く。)、領収の「年月日」の年月、領収額は、これらを開示しても犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあるとはいいがたく、実施機関の判断には相当の理由があるとは認められないから開示すべきである、との意見も有力であった。

2 条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号は、一定の例外を除いて「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」は原則として非開示情報とする旨規定するとともに、その例外として、同号アは「法令等

の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」を非開示情報から除く旨定めている。本件開示請求に対応する公文書のうち、本件処分に係る現金出納簿、捜査費支出伺、支払精算書、捜査費交付書兼支払精算書、支払伝票及び立替払報告書に記載されている捜査員の氏名は、人事異動の際に報道機関等を通じて公にされる情報ではなく、一般に公表されている職員録にも記載されていない情報であり、同号アに該当しないものと認められる。

また、同号ウは「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（当該公務員等が規則で定める職にある職員である場合その他公にすることにより当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、氏名を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分」を非開示情報から除く旨定め、これを受けた富山県情報公開条例施行規則（平成14年富山県規則第6号）第3条は、氏名を開示しない職として「警部補以下の階級にある警察官をもって充てる警察の職員の職及びこれに相当する警察の職員の職」を定めている。現金出納簿等に記載された捜査員の氏名は、警部補相当職以下の警察職員のものであるから、同号ウに該当しないものと認められる。

よって、警部補相当職以下の捜査員の氏名は、条例第7条第2号ア及びウのいずれにも該当しないから、同号本文に該当するとして非開示とした実施機関の決定は妥当である。

しかし、捜査費支出伺の捜査費を受領する捜査員又は中間交付者の「所属」及び「取扱者」欄、「補助者」欄、「出納簿登記」欄の印影、支払精算書の宛名となる警察職員の職名及び「取扱者」欄、「補助者」欄、「出納簿登記」欄の印影、捜査費交付書兼支払精算書の宛名となる警察職員の職名及び「取扱者」欄、「補助者」欄、「出納簿登記」欄の印影、立替払報告書の宛名となる警察職員の職名及び「（中間）取扱者確認印」欄の印影については、警部以上の警察職員のものであり、かつ、それらの職務の遂行にかかるものであるから、同号ウに該当するものと認められる。よって、個人に関する情報として非開示とはされないものであることから、これらを開示すべきである。

本件開示請求に対応する公文書のうち、領収書等に記載されている捜査協力者等の住所及び氏名については、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであると認められることから、同号本文に該当するとして非開示とした実施機関の決定は妥当である。

なお、審査請求人は警部補以下の職員の氏名を開示しないことは、公務員の職務に関する情報が記録された公文書は開示されるべきとする最高裁判所判決（平成15年11月21日判決。平成12年（行ヒ）第334号）に反するものである旨主張するが、当該判決は、改正前の富山県情報公開条例（昭和61年富山県条例第51号）第10条第2号において非開示とすることができる「特定の個人が識別され得る」情報の解釈について判断したものである。現行条例では、公務員の職務遂行に関する情報は原則として開示することとしているが、一定の公務員が有する職務権限や職務内容等により、その氏名を公にすると当該公務員が負うべき相当の責任以上の非難を受けたり、その私生活が当該公務員として受忍すべき限度を超えて脅かされるなど、当該公務員個人の権利利益が不当に害されるおそれがあり、その結果、職務の円滑な遂行にも支障を及ぼすおそれがあるようなときは、当該公務員の氏名は非開示とすることとしている。こうした考えのも

と、規則において警部補以下の階級にある警察官をもって充てる警察の職員及びこれに相当する警察の職員の氏名は非開示とされているものである。

3 少数意見

答申に当たって、条例第7条第4号に規定する公共の安全等情報に該当するとして実施機関が非開示とした部分については、概ね実施機関の第一次判断の妥当性を認めるべきであるとの立場から、次のような意見があった。

(1) 意見1

条例第7条第4号は、公にすることにより、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報については、開示をしないと規定している。「実施機関が認めることにつき相当の理由がある」との規定は、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報については、その性質上、開示・非開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるかどうかについて審理・判断するとの趣旨である。このため、審査会として実施機関の判断に明白な誤りがある場合を除いては、実施機関の判断を尊重すべきである。本件の場合、実施機関の判断には明白な誤りがあるとまではいえないので、実施機関の第一次判断を尊重すべきである。

(2) 意見2

実施機関が、条例第7条第4号に規定する公共の安全等情報に該当するとして非開示とした部分のうち、捜査員等の「所属」や「取扱者」欄、「補助者」欄、「出納簿登記」欄の印影（現金出納簿中の警察職員の印影を含む。）以外の部分は、「いずれも個別具体的な捜査活動の実態を示す記載であるので、これらの情報が単独又は複数で公にされれば、捜査活動の対象とされている者やその関係者が、自らの行動状況等と照らし合わせるなどして、当該捜査費等が協力者への謝金あるいは捜査活動の実費として使用されたことを推認されるおそれがあり、当該協力者や捜査事項等を特定されるおそれがある」旨の実施機関の第一次的判断を是認すべきものとする。

条例第7条は、原則公開の例外となる非開示情報について、第1号から第6号まで規定しているが、公共の安全等情報に関する第4号の規定は、他の5つの号の規定とは異なる特殊性を示す文言となっている。すなわち、実施機関の第一次判断を尊重する趣旨を示し、その第一次的判断に「相当の理由がある」ことを要件とするという規定の仕方である。

したがって、裁判所のみならず本審査会も本号に関する原処分の当否を判断するときは、上記の本号の特殊性を認めた趣旨を考慮すべきものとする。

このような考え方によると、本件の場合、上記で特定した部分以外の部分については、犯罪が増加している状況のなかで、実施機関の第一次判断に「相当の理由がない」と判断するに足る客観的に明白な資料ないし事情があるとは認め難い。

争点2 条例附則第2項該当性について

条例附則第2項は、「次に掲げる公文書については、この条例による改正後の富山県情報公開条例第2章及び第3章の規定は、適用しない」と定め、さらに同項第2号には、対象となる公文書の一つとして「施行日前に実施機関（議会、公安委員会及び警察本部長に限る。）の職員が作成し、又は取得した公文書」と定めている。

よって、本件開示請求に対応する公文書のうち、平成14年4月1日前に作成し、又は取得されたものについては、同号に該当することは明らかであるから、実施機関が条例第2章（公文書の開示）及び第3章（不服申立て等）の規定が適用されないとして非開示とした決定（本件処分）は妥当である。

(参考)

富山県情報公開条例(抜粋)

(公文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名(当該公務員等が規則で定める職にある職員である場合その他公にすることにより当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、氏名を除く。)並びに当該職務遂行の内容に係る部分

(4) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

附則

(経過措置)

2 次に掲げる公文書については、この条例による改正後の富山県情報公開条例第2章及び第3章の規定は、適用しない。

(1) (略)

(2) 施行日前に実施機関(議会、公安委員会及び警察本部長に限る。)の職員が作成し、又は取得した公文書